

令和6年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施業務委託 仕様書

1 件名

令和6年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施業務委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 履行場所

川崎市内児童相談所及び区役所等で市が指定する場所

4 事業目的

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業（以下「事業」という。）は、本市児童相談所、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び区役所地区健康福祉ステーション（以下「相談機関」という。）にて相談を受理したひきこもり及び不登校等の児童であって、当該児童又はその保護者が希望し、かつ相談機関の長が適当であると認めた者（以下「対象児童」という。）に対して、地域の関係機関と連携を図りながら、総合的な援助を行うことにより、児童の自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復を図り、もってこれら児童の福祉の向上に資することを目的とする。

5 事業の対象者

- (1) 本市児童相談所にて現に援助中の者
- (2) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び区役所地区健康福祉ステーションにて現に援助中の者
- (3) 第1号のほか本市児童相談所長が支援を行うことを必要と認めた者
- (4) 第2号のほか本市区役所地域みまもり支援センター所長または区役所地区健康福祉ステーション所長が支援を行うことを必要と認めた者

6 業務内容

- (1) ふれあい心の友の募集（広報含む）及び登録

児童の福祉に理解と熱意を有する大学生等であって、次のアからウのいずれかに該当する者を募集し、これを審査した結果、適当であると認めた者について、ふれあい心の友として登録する。

- ア 社会福祉学、教育学、社会学、心理学等の科目を履修する者
- イ 前号に規定する科目を修めて卒業又は修了した者
- ウ 前2号に定める者と同等の知識及び経験があると認められる者

- (2) ふれあい心の友に対する研修会等の実施

ふれあい心の友の資質向上を目的として、研修及び体験報告会を開催する。

(3) 個別支援活動の実施

次のアからエを踏まえ、相談機関の児童福祉司、児童心理司、社会福祉職及び心理職等（以下「児童福祉司等」という。）の助言及び指示のもと、ふれあい心の友を対象児童宛てに派遣する。

- ア 活動時間は、1回につき2時間程度とすること。
- イ 対象児童のよき理解者として接し、対象児童の学習意欲、自主性、社会性等の伸長を援助するよう努めること。
- ウ 対象児童の状況について、活動終了後に口頭及び書面で、相談機関に報告すること。
- エ ふれあい心の友が行う活動に対して謝礼（1回あたり3,720円）を支払うこと。

(4) 集団支援活動の企画及び実施

次のア・イを踏まえ、児童福祉司等と協力して集団支援活動を企画・実施する。実施にあたり、児童相談所・区役所等で市が指定する場所（以下「児童相談所等」）及び受託者の事務所、それ以外で実施する場合は当該指定場所に職員を派遣する。

- ア 児童福祉司等の支援計画に基づき、対象児童に係る集団的な生活指導、心理療法、レクリエーション等の活動内容を企画すること。
- イ 対象児童について10人程度のグループ化を行い、対象児童を児童相談所等に通所させ、前項アの活動を実施すること。

7 事業の実施体制

(1) 職員配置

ア 管理責任者 常勤職員1名

事業を統括管理し、対外的な事業調整を行うとともに、相談機関と連携しながら対象児童の支援に関する進捗管理を行う。なお、管理責任者には、ひきこもり及び不登校等の児童への支援に対する理解及び熱意がある者を配置すること。

イ 個別支援活動及び集団支援活動担当職員 非常勤職員1名

個別支援活動及び集団支援活動を担当する職員には、ひきこもり及び不登校等の児童への支援に対する理解及び熱意がある者を配置すること。

(2) 事務所及び連絡窓口

ア 市内に事務所及び連絡窓口を設置すること。

イ 事務所には次の設備を設けること。

- (ア) ふれあい心の友登録希望者に対する面接及び事業説明等に必要な設備

- (イ) ふれあい心の友に行う研修会及び体験報告会の実施に必要な設備

- (ウ) その他事業を実施するために必要な設備

- ウ 電話及び電子メール等で連絡することができるよう環境を整備すること。

エ ふれあい心の友募集に関する連絡及びふれあい心の友からの連絡等に関する窓口を設置すること。

8 事業の広報等

- (1) 事業の利用者向け広報物を作成する場合の事業名称は、「川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業」とすること。
- (2) 受託者は、対象児童、ふれあい心の友（登録希望者等を含む）、各関係機関等に対し、事業の内容や利用方法について十分な説明を行うこと。

9 事故防止の対策等

- (1) 受託者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、事業の従事者への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じること。
- (2) 受託者は、支援の実施中に対象児童に事故が発生した場合は、速やかに、保護者、本市、相談機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、事業実施上の瑕疵により、事業の利用児童その他の第三者に損害を与えた場合等について、その損害を賠償するものとする。このため、必要な範囲内で傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

10 意見及び苦情処理

- (1) 受託者は、対象児童及び保護者からの意見及び苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置その他必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、事業の実施に関して本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

11 関係書類等の取扱い

- (1) 受託者は対象児童及びふれあい心の友に関する書類、個別支援活動等に関する記録等を作成し、適切に管理するとともに、本市が求めたときは速やかにこれを提出すること。
- (2) 受託者は、本市の指示に従い、発注者宛てに事業実施計画書を、事業終了後は事業実施報告書を速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務に関する経理を他の事業と区別して経理事務を行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備し、契約終了後5年間保存すること。

12 個人情報保護

- (1) 受託者は、委託業務を行う上で個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令、川崎市情報セキュリティ基準及び個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託業務を行う上で知り得た秘密事項を他者に漏らしてはならず、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための措置を講ずることにより、

個人情報について適正な維持管理を行うこと。

- (3) 受託者は、守秘義務違反に関する責任の所在及び処罰の内容を明確にし、周知徹底すること。
- (4) 発注者は、受託者における個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。

1.3 その他

- (1) 受託者は、受託した業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (2) 業務執行上の対応に疑義がある場合は、速やかに所管課と協議すること。
- (3) 受託者は、事業の実施状況に関して発注者による評価が行われる場合、これに対して協力すること。